

● 9月定例会で他会派が行った代表質問と一般質問の要旨をご紹介します。(その2)

● 代表質問

松尾忠昌(公明党、山科区選出)

2005年9月27日

1 アスベスト対策について

【松尾】 対応を高く評価する。その上で、(1)アスベスト実態調査の状況、調査結果を踏まえた対策はどうか。(2)アスベストは「特別管理産業廃棄物」だが、処分場の運営状況や管理状況の実態について把握しているか。(3)アスベスト除去工事は、吹きつけ300㎡以上で1㎡当たり18,000円から20,000円。民間施設等も含めたアスベスト除去を促進する施策として、低利の融資制度を創設してはどうか。(4)施設の解体等の工事代金の配分について、零細な孫請け業者等にしわ寄せがされないよう対策を講じるべきと考えるがどうか。

【知事】 府立学校や警察を含めた府の施設について、木造等アスベストを使用していないことが明らかな施設を除いた685施設すべてを調査し、これまでに吹きつけアスベストの使用が判明した16施設について、空気環境測定により、安全性を確認した上、速やかに除去等の対策を実施。また、吹付けアスベストを使用している可能性がある192施設について、現在サンプル分析調査を行っており、使用が確認された場合には、速やかに必要な対策を実施する為、補正予算をお願いしている。

市町村の施設については、それぞれ施設管理者において、調査とそれに伴う対策が実施されているところで、現在報告を求めている。結果については、11月の中旬ころに取りまとめる予定。民間施設や私立学校については、国の調査対象に加え、府独自に府民利用の観点から、病院や社会福祉施設などを含めて約4,100施設について調査を実施してきた。現時点で回答のあった約1,700施設のうち256施設で吹きつけアスベストを使用しているとの回答があった。現地調査を行い、適切な対策を指導する。

特別管理産業廃棄物である飛散性のアスベストの最終処分場は、府内では京都環境保全公社の瑞穂環境保全センターのみ。当センターでは処分の基準を設け、搬入時の点検、記録を行うとともに、二重梱包された状態で、場内の所定の場所に、基準にそって十分な覆土(約2m)で覆い、処理。今回、改めて調査したが問題がないことを確認した。

アスベストの撤去にかかわる融資制度については、平成15年4月それまで限定のあった資金使途や対象設備の要件を撤廃し、中小企業者の方に幅広く使える経営活力融資を創設しており、小規模企業者は、1・5%の低利で利用できる。アスベスト撤去で活用できるようPRに努めるとともに、その他の民間施設を含め、アスベスト撤去を促進するため、国でも検討しているので、支援措置を要望し、また、実態調査の結果を踏まえ、府として適切な対応を検討する。

アスベストの除去工事については、法令等に基づき、安全かつ適切な除去や処分が行われることが重要であり、注文者や施工業者間におき、適正な工事契約が提携されるとともに、施工方法や工期・費用等についても十分配慮されるよう、業界団体に対し、今回の補正予算も活用しながら、徹底した指導を行う。

2 中小企業金融対策について

【松尾】 制度融資における代位弁済を少しでも減少させるために、融資申込みの段階で税理士等を関与させ、しっかりとした資金計画を組む必要がある。来春から施行される新会社法でも、税理士等が会計参与として経営者等とともに会計書類の作成を行い、第三者に対して責任を負うという「会計参与制度」が導入される。

本府においても、税理士法上の委任状や中小企業会計基準のチェックリスト等の添付があれば、現行の無担保・無保証人1,250万円とは別枠の融資が受けられるような制度を創設してはどうか。

【知事】 昨年4月、制度融資を抜本的に改善し、金融機関とのすみ分けをし、金融機関に対して担保や保証人を作れない中小業者の支援を行ってきた。また、「おうえん融資」を創設するなどしてきた。制度融資全体の代位弁済率は、H14年度には3%代後半だったがH15年度以降は1%代前半と大幅に改善した。今後、商工会・商工会議所の相談・助言や新会社法の税理士等の関与も重要と考えている。

一方、国では、本年6月、制度融資と一体になり中小企業金融の円滑化に大きな役割を果たす信用補完制度のあり方について取りまとめており、この中で、中小企業の経営支援について「保証協会は税理士会等と連携し、幅広い支援を実施することが望まれる」、「中小企業会計の基準に沿った財務諸表を作成する中小企業に対する保証料率割引の検討が必要」という方向が出された。こうした動きを踏まえ、関係機関と検討を深めたい。

3 大規模地震対策について

【松尾】 (1)本府が実施した地震被害想定調査は、M7.0以上が想定される6つの断層地震のみを対象としたものだが、不十分。金もない中、「潜在活断層」全部を調査する必要はないが、内閣府では首都直下型の18のケースを調査・検討し、その中の最大の被害を想定した震災対策、防災計画の策定に着手した。本府も、対象範囲を拡大した調査と被害想定、これに基づく震災対策に取り組むべきと考えるがどうか。(2)新潟県中越地震は、①被災地が県庁所在地から100キロ離れていること、②避難住民が多く、その対応に市町村が忙殺されたこと、③京都と同じく中山間地域が多く、集落が孤立したこと、④多くの市町村で防災無線が機能停止に陥ったことなど多くの教訓をもたらした。今後の地震対策に役立てるべきと考えるがどうか。(3)兵庫県が全国初の住宅再建共済制度を本年9月からスタートさせた。この制度は、マスが増えるほど負担率が下がることから、近畿の全府県で制度化すれば個々のリスクも軽減できる。国の制度化待ちでなく、制度導入に積極的に取り組むべきと考えるがどうか。(4)電気がないことも想定した「夜間」における防災訓練の必要もあるのではないかと考えるがどうか。

【知事】 (1)府の西山断層系亀岡断層や三峠断層などの調査結果、国や研究機関の新たな地下構造調査の結果も踏まえ、地下地盤の構造モデルを作成中。対象地震を、府域の11活断層に加え、隣接府県の3活断層、さらに南海・東南海も含めた15ケースに拡大し、深部地盤や軟弱地盤も考慮する最新の科学的解析手法を用い、京都府全域の精緻な被害想定を行う。(2)広域振興局と市町村等をデジタル疎水のテレビ会議で結ぶ情報伝達力の強化、ヘリテレビ映像システムを活用した被災地状況の把握で迅速な対応を行う。また、今回新設した非常時専任職員等による市町村対策業務の全面的支援、災害ボランティアセンターでの支援などを行う。防災無線の機能については衛星系と地上系の二重にしている。(3)府では台風災害で全国でもトップの被災者対策を実施してきたが、今後想定される大規模災害に対し、相互扶助・共助の広域的制度も必要。しかし、兵庫の場合、公的負担が現在ない。この場合、非常に未加入者が多い中、救済はどうすべきかなど、公的助成制度と共済制度をどうするのかなどの課題もある。そのあり方については、知事会等においても検討したい。(4)防災訓練については、総合防災訓練、通信訓練を実施するとともに、本年8月には消防機関や警察、自衛隊などの関係機関が参集し、地震や洪水などの災害発生時の初動から復旧までの各段階における対応に対し検証するために、京都市も初めて参画して図上訓練を行った。この中で、「夜間」における対応も検討した。

4 歯の健康対策について

【松尾】 (1)幼児や小学生を対象としたフッ素塗布の実施市町村は46%、フッ素洗口の実施市町村が32%。本府が強力に取組みを進めるべきと考えるがどうか。(2)府の指針では、60歳代で24本以上の歯を有している者の割合を46%から50%に引き上げる目標を掲げているが、現在の到達状況はどうか。(3)本府では、歯科保健を所管する部署に歯科医師等の専門職員の配置が非常勤嘱託に止まっており、正規職員を配置すべきと考えるがどうか。

【知事】 (1)市町村に対する補助事業であり、市町村が動かないと動きにくい、年々実施市町村は増加。さらに拡大を図る。(2)検診受診者の改善は図られているが、全体調査については、来年度、国庫補助を受けて実施する予定。(3)市町村移管の中で、市町村等との連携が必要で、検討する必要が出てきている。活動のあり方や配置について検討する。

5 活字文化の振興について

【松尾】 前国会で「文字・活字文化振興法」が成立した。そこで、(1)日本の図書館は、施設数・蔵書数とも欧米諸国を下回る水準。①必要な数の図書館を適切に配置すること、②大学をはじめ、教育機関の図書館の地域住民への開放を進めること、③司書の充実や情報化の推進など人的・物的両面から図書館の質を高め、地域における「知の拠点」として整備を進める。この3点の対策を強力に推進すべきと考えるがどうか。(2)「読む・書く・話す・聞く」という「言語力」の育成に関し、本府の学校教育の中で、どのような方策を講じているのか。

【教育長】 (1)府立図書館、市町村図書館の連携・協力の中で、府民が高度で均一な図書サービスが受け

られるよう取り組みを進める。(2)学力診断テストでは、「文書を読み、表現する力」に課題があり、「京都夢未来校」の指定による国語科教育の充実、読んだ本の感想の絵手紙コンテストなどを取り組んでいる。国語力の向上のため、今後とも読書活動の推進を図る。

石田 宗久（自民党 左京区）2005年9月28日

1) 国民保護計画について

【石田】 ①武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を守るためには、国民保護法に基づき、国・都道府県・市町村・指定公共機関等が国民保護計画や国民保護業務計画を策定して初めてその体制が整う。先日、開催された府の国民保護協議会で議論された計画素案は、情報弱者への迅速な広報を柱とし、府内の地域事情や特性に配慮した内容が盛り込まれたが、どのような点を重視し、留意して計画を策定しようと考えているのか。②計画を実効あるものとするためには、市町村や自衛隊等関係機関との連携が不可欠と考えるかどうか。③計画策定に向けた今後の具体的なスケジュールはどうか。

【知事】 ①わが国と世界の平和を念願する立場から、平和維持のため、国の国際協調のもとで、外交継続が何よりも重要だが、府民の安全に責任をもつものとして万が一の場合に備えることは当然であり、関係機関が連携協力して、府民の保護を最優先とした体制を構築する必要がある。府の国民保護計画素案の基本は、府民の生命・身体・財産を守ることを第一に、府民へしっかりと情報提供し、基本的人権を最大限尊重したものとすべき。その上で、府の地理的社会的特性や地域実情等をふまえた具体的な対策が必要。国際観光都市をかかえることから、宿泊施設等を通じた情報伝達体制の整備や帰宅困難対策の検討、世界文化遺産等、多数の文化財保護の問題、立場の弱い方への情報伝達体制や避難所に介助員の設置など、運営支援体制の整備等を計画に盛り込んでいる。

これまでから、関係機関との連携強化を図ってきた。今後は、医療、運輸、放送、教育等の機関や団体とも連携強化を図る。府は非常に南北に長く、東西に狭い地形であり、高速道路等主要道路網が東西に横切っているため、高率的な被害があれば、近畿府県との連携が必要となるため、各府県とも総合応援協定の締結や情報共有等を図る。

11月中旬には国民保護協議会から答申をいただき、年度内には閣議決定を経て、計画が策定できるようにしていきたい。

2) 絶滅危惧種の保全対策について

【石田】 ①府内では既に100種の野生生物が絶滅し、800種を超える生物が絶滅の危機に瀕している中、豊かな生態系を絶やすことなく将来に引き継ぐことが我々の重要な責務。こうした中、亀岡市保津町では、自治会、農業団体、NPO等が一体となり、絶滅危惧種の「アユモドキ」の保全活動に取り組まれている。絶滅危惧種保全対策を推進するためには、地域住民との協働を含む幅広い取組みが不可欠。府レッドデータブック掲載種等の保全対策で、学識者やNPOと協働し、「絶滅のおそれのある野生生物等の保全方策に関する提言」がまとめられたが、これに基づき、どのような保全対策を講じているのか。

【知事】 レッドデータブックの旧版による啓発活動をはじめ、団体等が行う保全対策への助成制度の創設、これまでに絶滅危惧種のイチモンジタナゴやオニマスの保全、市町村版レッドデータブックの作成等に対して支援する。早急な対策が必要な「アユモドキ」を対象とし、地元NPOや住民と共同し、保全モデル事業を立ち上げた。密漁防止のための住民パトロールや住民のワークショップ、農業など地域産業と連携した保全対策等、地元市町や国とも連携し、推進している。本年9月からは、府すべての公共事業に生態系など環境配慮を盛り込む「和の公共事業ガイドライン」を策定した。

【石田】 ②絶滅危惧種保全条例を制定する府県もある中、本府でも府レッドデータブックに掲載された絶滅危惧種の乱獲を防止し、生息地を保全回復のための条例の制定が必要と考えるかどうか。

【知事】 条例については、本年2月から学識経験者や関係団体等の代表を含めた研究会を設置し、絶滅危惧種の乱獲や生息地破壊に対する規定措置だけでなく、保全の取り組みに対する府民の積極的な参加のしくみづくりや、科学的なデータに基づく回復措置の促進など、総合的な議論がされている。ただ、一方では生息地の立ち入り制限と地形の制限を伴う場合もあり、克服しなければならない課題もある。研究会との検討結果をもとに環境審議会にもはかり、条例化に向け、検討を進めていきたい。

3) 消費生活問題について

【石田】 ①少子・高齢化をはじめ、規制緩和の進展、情報技術の進歩等消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、消費者を巡る様々なトラブルが急増している。事案への迅速な対応とともに、被害の未然防止、早期発見、的確な被害者救済等に努めることが求められているが、悪質な住宅リフォームの被害が拡がって

いる中、被害防止のためには、関係機関、福祉関係者や地域での取組み等と連携した対策を、迅速に講じることが重要。本府では「悪質住宅リフォーム被害防止対策会議」の開催等所要の取組みを進められているが、住宅リフォームに関する最近の相談状況はどうか。また、被害防止対策や救済対策について、どのように取組みを進めていくのか。

【知事】 消費生活科学センターにおける、住宅リフォームに係る相談は、平成16年度で、100件、今年度も8月までにすでに63件となり、住宅相談所における相談も、昨年の6件から10件に増加している。悪質住宅リフォームについては、本人が被害にあっているかどうかかわからない場合も大変多く、相談があるのは氷山の一角ではないかと懸念している。このため、相談を待つだけでなく、地域において、見守りを強化し、被害を積極的に発見する取組みが必要。身近に悪質住宅被害が起こっていないか、点検啓発を行う「くらしの安心推進員」100人による「悪質リフォーム見守り隊」を設け、活動している。特に社会的に弱い立場にある方々に対し、地域の民生委員や介護などの福祉関係職員の方と連携し、地域での啓発と相談活動も強化している。必要な事案については、住宅相談所の建築士、弁護士の専門相談や、認知症高齢者等を対象とした無料の現場確認を実施している。

【石田】 ②府消費生活科学センターが、機能強化を図るため、京都テルサへ移転したが、今後、どのようなことを目指して事業を展開していくのか。

【知事】 センターでは、相談事業の増加や複雑化・多様化する消費生活トラブルに総合的に対応するための機能強化が必要。交通の便に恵まれた京都テルサに移転し、気軽に来所相談して頂ける相談コーナーの拡充や、消費者自らが商品の疑問を解決する開放型の消費者テスト室の開設など、機能強化する。今後とも消費生活問題の統合拠点として、相談体制の充実、消費生活リーダーの育成、迅速な情報発信に取り組む。

【石田】 ③昨年、「消費者保護基本法」が、消費者の権利尊重と自立支援を基本理念とした「消費者基本法」へと全面改正された点を踏まえ、これまでの消費者保護に加え、消費者が主体的に行動する生活者として自立できるよう、学習支援や事業者との交流等を進め、増大する被害の防止策を積極的に講じることが必要。本府では、「安心・安全な消費生活の実現プラン」策定へ、検討されているが、本プランに基づき、消費者の被害防止や自立支援に向け、どのような施策を展開するのか。

【知事】 ITを使った新手の詐欺事案等に迅速に対応し、安全安心な毎日を送っていただく基盤づくりが必要であり、「安心安全な消費生活実現プラン」の策定を進めている。具体的には、社会的弱者の被害なくすため、市町村と連携し、地域でしっかりと守る「くらしの安心ネットワーク」の構築、身近な総合相談窓口機能の充実を考えている。その上で、迅速な情報提供や地域で、自立支援に携わるリーダーの育成等、一人ひとりが被害に会わないよう自覚して行動できるような対策を講じたい。

4) 食の安心・安全について

【石田】 ①食品に関する事故や事件の背景には、国内流通の広域化、原材料の輸入拡大、コンビニ弁当や外食等への依存の高まり、0-157やBSE等新たな危険要素の発生など、食生活を取り巻く環境が劇的に変化していることが挙げられる。食の安心・安全確保のためには、こうした現状に的確に対応できる施策の推進が重要。府では、食の安心・安全に関する条例づくりを進められている。先般、「府民意見交換会」において、食の安心・安全に関する多くの意見が寄せられたが、意見を踏まえ、どのように条例案を取りまとめているのか。

②「条例専門部会中間まとめ」を見ると、府の地域特性を踏まえた取組みが検討されているが、どのように条例に反映されるのか。

【知事】 情報の公開、共有化を基礎に、行政、生産者、食品事業者、消費者の連携共同、生産から消費まで、一貫した食の安心安全行政の推進、現行の法律では想定していない場合における緊急時の対応を柱に、条例案の策定を進めている。具体的には、行政や食品事業者の情報公開の徹底、府民からの危害情報の提案制度の創設、コンプライアンスの徹底等に加え、伝統的な食品産業等、中小企業が多いという地域特性もあるので、食品製造過程に中小企業の負担にも考慮した京都版の品質管理処方導入や、また、食の安心・安全に係る重大な事案に対して、府自らの判断によって緊急的な規制ができる措置も盛り込めるように考えている。関係条例も含め、年内を目途に条例提案を進めていきたい。

5) 良好な景観形成について

【石田】 ①美しい景観を守る取組みが進められる一方で、歴史的地域におけるマンション計画や街中での派手な看板掲示など、身近な所で良好な景観が失われているケースも多く、貴重な景観を守り育て、未来に引き継いでいくことが我々の重要な責務。本年6月に「景観法」が全面施行され、府でも「京の景観形成推進プラン」の策定作業が進められているが、アクションプラン策定に向けた検討委員会での検討状況はどうか。また、どのような点が議論のポイントとなっているのか。

②今後、どのような方針で施策展開に取り組むのか。また、アクションプランに基づき、どのような施策に重

点的に取り組んでいくのか。

【知事】 検討委員会では、景観は人々の生活やなりわいなど、日常の活動の中ではぐくまれていくもの。良好な農山漁村の景観も、その価値が共有されていないとできないために、住民意識が大変重要である。広がりのある景観、例えば「眺望景観や河川景観などは、京都府が対応すべき。」という意見もふまえ、身近な景観の形成については、府民に最も近い市町村が、地域の特徴を生かした景観施策を進めることを基本に、府が、景観法に基づく景観行政団体である京都市、宇治市をはじめ、市町村の取り組みと連携し、支援していく広域的な景観の形成には、府が積極的に取り組み、市町村との調整を行い、景観形成に努めていく。それとともに、広範な府民の参加のもとに、景観形成が行えるように府民、NPO等との協力を進めていくことを基本方針として、例えば、景観まちづくりの方針を明らかにし、景観条例を制定し、府民が一体となって取り組めるようにする。府民意識の醸成と啓発を行う。また、広域的な景観形成のモデルケースとなる天の橋立周辺や、関西文化学術研究都市における景観形成計画づくり等に、重点的に取り組んでいきたい。

【石田】 ③文化財保護法の改正により、守るべき新たな文化財として「文化的景観」が加えられたが、本府は、日本の都としての長い歴史と文化を培ってきた蓄積があり、これを保護・活用することによって、京都らしさを発信していくべきと考えるかどうか。

【知事】 府としても、景観形成施策の一環として、京都府らしい文化的景観の保護、形成につき、国との連携も含め、景観を生かした地域づくりに積極的に取り組んでいきたい。

6) 教育問題について

【石田】 (1)子ども達の学力低下とともに、家庭や地域における教育力の低下、子ども達自身の学習意欲の低下や未熟な生活習慣等が指摘されている中、国では、義務教育のあり方をはじめ、我が国教育の将来を巡る議論が進められている一方、私は、分権時代を迎えた今こそ、地方がそれぞれの実情に応じた教育を主体的・積極的に推進することが必要と考えるが、①国から地方へという時代の流れの中で、教育委員会や学校が、知恵を絞り、工夫を凝らして教育の質を高めていくことが何よりも重要。本府の取組状況はどうか。②京都ならではの特色ある教育を、今後、どのような姿勢で取り組むのか。

【教育長】 ①京都独自の教育改革プランとして、「京の子ども夢未来プラン21」を策定し、着実に背策を推進している。特に、基礎基本を徹底して学力の向上を図るため、国に先駆け、平成3年度からすべての小学校で基礎学力診断テストを実施し、課題の分析と授業の改善に取り組むとともに、平成16年度からは、子どものための京都市少人数教育によって、児童生徒や学校現場の状況に応じた指導方法や指導体制を、市町村教育委員会が選択して実施できる先進的な取り組みを進めてきた。

②現在、中央教育審議会では、現場の主体性と創意工夫を尊重して、教育の質を高める方向で検討が進められている。今後、ますます地方の主体性を確立していく必要性が高まるため、よりよい教育のあり方を自らの手で、編み出していくことを狙いとし、9月20日に有識者や学校現場の代表者等で構成する義務教育に係る政策研究会を設置した。この研究会の意見も踏まえ、京都ならではの教育の確立に取り組む。

【石田】 (2)少子化の影響により、数年後には、大学及び短大の総定員と志願者数が一致する「大学全入時代」を迎えると言われている。がんばらなくてもぜいたくさえ言わなければどこかの大学に進学できるということが現実となれば、子どもたちは不幸である。ましてや物的資源の乏しい中で、知恵と知力を最大の資源として発展してきた日本の将来にとっても不幸な結果を招くことは、容易に想像できる。京都で育つ子どもたちには、自分の目標をしっかりとかけ、その目標に向かって充実した高校生活を送ることを願うが、このためにも、各高校が生徒の興味や関心、多様化する希望進路に応じた適切な教育を提供していくことが必要と考える。特に、府内には多くの大学が集積しており、京都の特徴を生かして「高大連携」を積極的に進めていくことが重要。現在の取組状況及び成果はどうか。今後、「高大連携」充実にとどのように取り組んでいくのか。

【教育長】 大学の地の力を活用した教育を展開し、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばしていくことは、極めて有意義なことであるため、本府では、大学コンソーシアム京都と連携して、高校生が大学の講義を体験する「京都の大学学びフォーラム」の開催、府北部の高校と京都市内の9つの大学を「京都未来ネット」で結ぶ「京の学び探訪講座」さらには、京都人の活用事業により、25の大学からのべ116名の講師を招いた講座を開設するほか、近隣の8つの大学と高大連携にかかる包括協定を結び、高校生が大学で履修することも可能とするなど多様なとりくみを進めてきた。これにより、将来大学で、何を学び、社会の中でどう貢献していくかという問題意識をもって、意欲的に学習に取り組んでおり、目的意識をもった大学進学につながるなど、大きな成果をあげている。これをより確実なものとするため、大学からの出前授業だけでなく、大学生の受け入れを通して、高校生との交流を進めたり、教員の資質向上を図るための総合交流を促進する等、より総合的な観点から高大連携に積極的に取り組みたい。

7) 少年非行対策及び薬物乱用対策について

【石田】 ①最近、社会を震撼させるような少年の凶悪犯罪が多発しており、極めて憂慮すべき事態となっているが、少年の非行防止対策に関し、少年による凶悪事件が全国的に増加傾向にある現状を見ると、府内においても同様の傾向にあるのではないかと危惧するが、府内における少年による凶悪事件の発生状況はどうか。

少年による凶悪犯罪の発生を防止していくためには、適切な学校教育や家庭でのしつけはもとより、少年が犯罪に及ぶ以前の段階、即ち非行の芽が小さい不良行為の段階で是正措置を講じることが重要。最近、府内における少年補導件数が大幅に増えているが、これは、戦略的な目的を持って取組みを強化した成果か、それとも非行等の実態が急激に悪化していることによるものか。また、府内における少年の不良行為の特徴点はどうか。更に、補導された少年の不良行為を改善させるため、どのような対策を講じているのか。

②若年層の薬物乱用が深刻な事態となっているが、その原因として、薬物の危険性等に対する知識の欠如、錠剤型麻薬の普及による罪悪感や抵抗感の希薄化、脱法ドラッグの販売、更には歓楽街での街頭販売等による入手の容易性等が挙げられている。こうした中で、今後、薬物乱用の更なる拡大が懸念されるが、府内における薬物事犯の現状及びその検挙の状況はどうか。また、薬物乱用の根絶に向けて、今後、どのように取組みを強化していくのか。

【警察本部長】 ①殺人、強盗、放火などの凶悪事件を犯し、検挙・補導された少年は、最近の十年間では、平成14年の66人をピークに減少している。昨年は前年比マイナス11人の33人。また、本年8月末現在でも昨年の同期と比べ、マイナス9人の18人となっている。なお、殺人事件は、最近の10年間で、未遂の7件含め、9件発生しているが、平成15年以降の発生は、認知していない。

少年非行の防止対策については、昨年、飲酒・喫煙や深夜はいかい等の不良行為により、補導された少年の延べ人員は、約38000人で前年に比べ4880人で、14.8%の増加となっている。府警では現在、街頭犯罪及び、進入犯罪を抑止するための総合対策を進めており、その一環として、不良行為少年の街頭補導や声かけを強化していることも補導人員の増加となって現れているもの。

不良行為のうち約9割は深夜はいかいと喫煙であり、とりわけ深夜はいかいは、少年の生活態度に乱れを生じさせるだけでなく、犯罪への誘引や批判意識の低下をきたす恐れも多く、非行の芽が小さい不良行為の段階で、早期に発見をして是正していくことが重要である。不良行為少年の補導に当たっては、警察官が現場で指導・助言を行うほか、保護者に連絡して、家庭における監護やしつけを促す措置を講じ、それでもなお不良行為を反復、継続する少年に対しては、少年サポートセンターを中心に継続的な相談・助言やカウンセリング、保護者をまじえた親子関係の再構築に向けた支援などを行っている。また、行政教育などの関係機関で構成する少年サポート連絡協議会や地域のボランティアと連携をして、ボクシングなどのスポーツや保育園における就労体験といった少年の居場所づくりと社会参加の促進、さらには、復学の支援など少年の立ち直りのための支援に努めている。

②検挙人員の8割以上をしめる覚せい剤事犯については、平成11年以降おおむね減少を続けてきたが、本年8月末現在では、216人と昨年同期に比べ、22%増加した。大麻事犯の検挙人員は、ここ数年横ばいを続けており、本年8月末現在では、25人で、昨年同期に比べ、マイナス3.8%。また、薬物事犯による少年の検挙人員は、ここ数年20人前後で推移しており、その大半は覚せい剤事犯である。一方、最近全国的に検挙人員、押収量が急増しているMDMAについては、府下でも平成13年頃から押収をしており、今後は青少年への拡散も懸念されている。薬物事犯は暴力団関係者が検挙人員の半数近くを占め、特に覚せい剤事犯に深く関与しており、本年5月には暴力団関係者によるタイからの大量の覚せい剤密輸入事件を検挙した。

今後とも供給源の遮断に努め、末端乱用者の検挙補導と、薬物が青少年はじめ社会全般に蔓延するのを防ぐため、広報啓発活動、学校での薬物乱用防止教室等を積極的に推進し、薬物の危険性、有害性の正しい知識の普及と批判意識の醸成をはかっていく。

● 一般質問

佐藤 宏(公明党、右京区選出)

05年9月30日

1 文化芸術の振興について

【佐藤】 「文化力による京都活性化推進条例」及び「伝統と文化のものづくり産業振興条例」に関し、知事の所見を伺う。

(1)我が党は、「文化芸術振興基本法」を成立させてきたが、今回の条例を見ると、「第1章総則」及び「第2章文化力を向上するための施策」は、概ね法律に沿った内容となっている一方、本条例の最大の特徴と

される「第3章文化力を発揮するための施策」は、文化力によって京都の活性化を図ろうとするものである。しかし、京都の文化芸術の振興にこそ主軸を置くべきであり、京都の活性化は、その効果としてもたらされるものではないかと考える。そこで、①今回の条例の名称は、「文化芸術振興」に軸を置いた表現にする方がよいと考えるが、「文化力による京都活性化推進条例」とした理由は何か。②「文化力」という言葉は、極めて広範かつ抽象的な言葉であり、条例に盛り込む用語としては曖昧さを残すことになるのではないかと考えるが、どうか。また、「文化力」に、文化芸術の振興と活性化の意味を含ませたことについて、その考え方を説明されたい。③ハーバード大学のガルブレイス教授は、「21世紀は人材育成の競争の時代になる」と提言しているが、これは、即ち国の豊かさは人間の資質で決まるということである。そのための有効な手段として、文化芸術の振興があるとすれば、ここにこそ本条例の特徴を見出すべきではないかと考えるがどうか。④条例の第3章は、産業振興策との関連において、どのような役割が与えられているのか。⑤京都市においても、本府と同様、文化芸術振興のための条例制定に取り組まれているが、市の条例との整合性はどのようになっているのか。

【知事】 ①この条例はあくまで「文化芸術振興基本法」という国政の基本となる法律を踏まえ、多様な文化芸術施策と相まって、生活の中に、地域の中に、産業の中に文化が息づき、そして常に新しい文化を創造してきた京都の活力ある社会を、さらに21世紀に花開くようにしたいという思いから、この名称が適当ではないかと考えた。②たしかに「文化力」という言葉は、曖昧なところはあるが、そもそも「文化」という言葉自身が非常に抽象的な言葉で、法律でも「文化」という言葉を定義づけたものはない。ただ、「文化」を振興すれば、生き生きとする、活性化するという思いで、「文化力」という言葉を使った。③まさに人材育成もこの条例の主眼の一つ。条例案では、基本法で規定されている青少年や学校教育における文化活動を充実化の施策に加え、独自の規定として次代を担う子どもたちが「ほんまもん」の文化を創造・体験することを通じて、豊かな人間性を身につけていくための施策を規定している。来年は、全国の高校総合文化祭、そして平成23年には国民文化祭。私は、こうした文化のすばらしさを体験できる若者が京都に育つよう、このような大会等を通じ積極的な取り組みを進めていきたい。④「第3章」については、京都を体現した多くの産業の中で、文化の輝きを見ることができる。21世紀において、「心の豊かさ」を求めるとするならば、産業も環境の共生とともに、「心の豊かさ」といった生活文化の創造にも貢献すべきではないか。そういうよい循環を作り出すために「第3章」を規定した。⑤府と市の施策が相乗効果を上げるよう、いっそう京都市との協力を深めたい。

【佐藤・再質問】 文化芸術にかかる答弁だが、私の認識と若干ずれた答弁だったなどの印象。というのは、「文化」は英語では「culture」という「耕す」という意味で、人の「ものを耕す」という場合とともに、人の「心を耕す」というところに「文化」という力がある。条例の名称に最初に「文化力」という言葉を使って展開されることに対し、私は「文化・芸術の振興」をするということ、これが人の「心の豊かさ」をまねき、なおそのことによって地域や国の豊かさにつながる、このような条例の趣旨であって欲しいという思いで質問した。この点について、再度、知事の認識を伺いたい。

【知事・再答弁】 条例の名称について、佐藤議員とそんなに認識のずれがあると思っていない。ただその定義とは何かということだ。確かに20世紀に経済的な豊かさをずっと求めてきた。「中期ビジョン」でもハッキリ申し上げているが、「心の豊かさ」というのが本当の豊かさ。まさに、心豊かになるためには、「文化力」が必要ではないかということ条例の名称で問うた。その点では差異はないと考えている。

【佐藤】 「文化」に関しては、知事と思いは基本的には一緒だろうと思うが、なお論議を尽くしたい。今後、あらゆる機会で開催させていただきたい。

【佐藤】 (2)「伝統と文化のものづくり産業振興条例」について、ものづくり産業の振興のためには、幅広い分野での関連事業者とともに技術保持者の存在が不可欠。その技を影で支える「名もなき道具職人」の方々の条例での位置付け、保存対策や支援対策はどうか。

【商工部長】 伝統産業は、様々な関連工程や、使用される材料・工具等に関わる職人により成り立っており、条例では、「役割の重要性に配慮して、施策の推進にあたる」ことを「府の責務」として盛り込んだ。道具職人も含め活躍していただけるよう実態把握に努め、需給拡大などの支援に取組みたい。

2 高次脳機能障害について

【佐藤】 「高次脳機能障害支援モデル事業」について、(1)府の取組状況はどうか。国の動向やモデル事業実施府県の成果・課題等について、どのように内容を把握しているのか。(2)その成果・課題等を総括した上で、府として医療・福祉サービス等の支援対策の推進について、どうするのか。(3)外見上、障害の程度が分かりにくいという高次脳機能障害の特質を踏まえると、府民への普及啓発が極めて重要な課題と考

えるが、どう取り組んでいくのか。(4)「高次脳機能障害支援センター」を設置すべきだがどうか。

【保健福祉部長】 診断基準、訓練プログラム、支援プログラムなどの有効性を検証・評価し、改良を行うため、平成16年度も17年度も引き続きモデル事業が実施されており、18年度も研究事業が継続されると聞いており、国の状況を十分に把握してゆく。本人とご家族の「会」が京都市内と府北部に作られたこともうけて、連携・強化に努め、市町村職員の研修や広報・啓発を行う。診断基準や医師などの人材育成、支援体制や支援センター機能の整備が必要なことから、研究成果を生かされるよう国に働きかける。

3 脱法ドラッグ問題について

【佐藤】 東京都が脱法ドラッグの製造、販売等を規制する全国初の独自条例を制定したが、府として条例化を含め脱法ドラッグの規制や取締りの更なる強化を図るべきだがどうか。また、広域的な取組みによって製造販売方法の規制や流通阻止等に関する具体的な検討を進めこと、さらに府民への正しい情報提供等のあり方についてはどうか。

また、高校に通わない若者も数多くいる中、義務教育の段階から薬物に対する正しい知識や適切な対処方法を学んでおく必要があると考えるが、①警察や保健所の職員、薬剤師など、薬物に関する専門家を招いて開く「薬物乱用防止教室」の、府内小中学校における取組みの現状及び実施率、②更なる積極的な取組方策はどうか。

【保健福祉部長】 教育、警察など関係機関で「京都薬物乱用対策推進本部」を設置し、青少年への啓発、再犯防止、監視・取締り等を実施している。府内では、現在、取締り事案はないが、脱法ドラッグ対策を推進本部の重点項目と位置づけ、アダルトショップ等への立ち入りを実施している。一方、次々と成分を変えた脱法ドラッグが出現するため、現行法規制ではいたちごっこ。また、インターネット販売など広域化の中、単独府県では限界があり、国に強力な措置を求めている。国では近く「報告書」がまとまる予定。

【教育長】 H16年度の実績では、中学校70%、小学校36%の学校で実施。専門家の協力を得て指導者講習会を毎年開催し、啓発ビデオやキャラバンカーで薬物乱用防止に努めている。低年齢から「薬物乱用は絶対にしない」という意志決定や行動選択ができるよう育成することが重要で、今後、学校保健計画に正しく位置づけ、教育活動全体を通じて取り組まれるよう指導・徹底を図りたい。